



私は現在70歳です。先日、転んでしまい足を骨折し、杖を突いて歩くようになりました。介護サービスを利用しようと思いますが、申請と申請に必要なものを教えてください。



申請する

介護サービスを必要とする本人が、市区町村の窓口に要介護認定の申請書を提出します。

本人が申請できない場合は、ケアマネジャー、地域包括支援センター、介護保険施設などが代行できます。



申請に必要なもの

●申請書

市区町村の窓口に置いてあります。

申請書には主治医の氏名、医療機関名、所在地、電話番号を記入する欄があります、かかりつけ医師がいる方は申請することを通知確認しておきましょう。

●介護保険証

65歳以上の方は65歳になる月に市区町村から交付されています。

●身元確認書類

マイナンバーカード

運転免許証

パスポート



介護申請してから要介護認定までの手順を教えてください。



要介護認定をする

申請すると市区町村の認定調査員があなたを訪問し、調査し、審査、介護判定を行います。

調査、審査、判定

●訪問調査

市区町村の認定調査員が、本人の自宅を訪問して、心身の状態や生活機能に関する聞き取り調査を行います。

●主治医の意見書

かかりつけの医師に市区町村の依頼により主治医が医学的な意見書を作成します。

●一次判定

訪問調査の結果や主治医の医学的な意見書をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

●二次判定

一次判定と主治医の医学的意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家が審査・判定を行います。

最終的に、市区町村が要介護度(要介護1~5、要支援1~2)を決定します。



要介護認定された場合に市区町村からどんな書類が送られてくるのですか？



要介護結果の通知書類

要介護認定の結果は、申請書を提出してから原則として30日以内に、市区町村から郵送で通知されます。

郵送されてくる書類は認定結果通知書と介護被保険者証と介護保険負担割合証です。

介護保険負担割合証

交付年月日 年 月 日	
被保険者番号	
性別	
フリガナ	
氏名	
生年月日	昭和・平成・西暦 年 月 日
利用者負担割合	● ● ●
割合	開始年月日 昭和 年 月 日 終了年月日 昭和 年 月 日
割合	開始年月日 昭和 年 月 日 終了年月日 昭和 年 月 日
保険者番号 並びに保険者 者の名稱及び印	<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"> </table>

ご自身の負担割合を確認しましょう。

一定以上所得のある方

利用者負担割合が**2割**または**3割**となります。

それ以外の方

利用者負担割合が**1割**となります。

介護保険被保険者証

被保険者番号	<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"> </table>
住所	<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"> </table>
フリガナ	<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"> </table>
氏名	<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"> </table>
生年月日	<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"> </table>
交付年月日	<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"> </table>
保険者番号 並びに保険者 者の名稱及び印	<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"> </table>

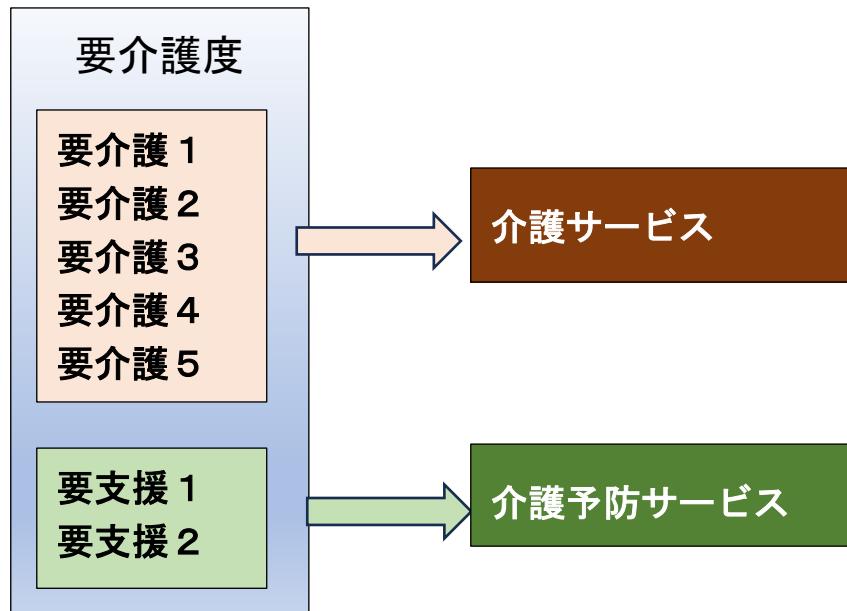


要介護認定の内容について教えてください。



介護認定内容

要介護と認定された方は「介護サービス」、「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」を利用できます。



要介護認定の結果には有効期間があります。

有効期間は介護保険証に記載されています。

有効期間後もサービスを利用する場合には有効満了前に更新の申請をします。要介護度に変化がある場合は認定の変更を申請します。

次号(介護保険その2)で介護サービスと介護予防サービスの内容を解説します。